

## 専決処分報告（訴えの提起）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、市営住宅に係る建物明渡等請求事件2件について、次のとおり訴えを提起する。

番号	専決処分年月日 事件名 相手方	請求の原因	請求の趣旨
1	平成29年9月4日 札幌地方裁判所 平成29年(ワ)第1675号 建物明渡等請求事件 厚別区もみじ台団地の 入居者1名及び占有者 1名	相手方（入居者に限る。）は、本件建物に入居しているが、長期にわたり本件建物に係る家賃を滞納し、本市の再三にわたる督促等にもかかわらず支払をせず、また、民事調停も不成立となった。 さらに、相手方（入居者に限る。）は、本市の承認を得ることなく、占有者とともに本件建物を不法に占有し続けているため、本市は、再三にわたり明渡しを請求したが、相手方がこれに応じなかったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 相手方は本市に対し、本件建物を明け渡すこと。 (2) 相手方（入居者に限る。）は本市に対し、本件建物に係る滞納家賃326,540円及びこれに対する完済までの延滞金を支払うこと。 (3) 相手方は本市に対し、平成29年5月16日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。

番号	専決処分年月日 事 件 名 相 手 方	請求の原因	請求の趣旨
2	平成29年10月20日 札幌地方裁判所 平成29年(ワ)第1994号 建物明渡し等請求事件 北区屯田西団地の入居者	相手方は、本件建物に入居しているが、本市の再三にわたる指導にもかかわらず、長期にわたり近隣入居者に対する迷惑行為を繰り返し、また、本件建物の管理の業務に従事する者に傷害を負わせたため、本市は、再三にわたり明渡しを請求したが、相手方がこれに応じなかったことから、建物明渡し等を求めて訴えを提起する。	(1) 1の(1)に同じ。 (2) 相手方は本市に対し、平成29年8月1日から、本件建物の明渡し済みに至るまでの損害賠償金を支払うこと。